

品川区公衆浴場設備等整備補助金交付要綱

制定	昭和60年	4月	要綱203号
改正	平成10年	6月	要綱49号
改正	平成18年	2月	要綱11号
改正	平成26年	11月	要綱161号
改正	平成30年	2月	要綱20号
改正	平成31年	3月	要綱79号

(目的)

第1条 この要綱は、公衆浴場の設備等の更新に必要な費用の一部として、公衆浴場設備等整備補助金（以下「整備補助金」という。）を交付することにより、区内公衆浴場の転業または廃業を防止し、もって区民の保健衛生の向上と公衆浴場の経営の安定および振興を図ることを目的とする。

(規則との関係)

第2条 この整備補助金の交付に関しては、品川区補助金等交付規則（昭39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、この要綱による。

(交付対象者)

第3条 整備補助金の交付を受けることができる者は、公衆浴場の設備等の更新を行う品川区公衆浴場商業協同組合加入の公衆浴場経営者で、引き続き3年以上公衆浴場の経営を予定しているものとする。

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち区長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 公衆浴場設備のうち、ろ過器、かま、温水器および給排水湯設備の更新に必要な経費。
- (2) 公衆浴場施設の改修ならびに安全器具等の設置に必要な経費。
- (3) 東京都の実施する公衆浴場耐震化促進支援事業補助金（以下「耐震化補助金」という。）ならびに公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金（以下「クリーンエネルギー化等補助金」という。）の交付を受けた場合における、当該補助金の対象となった経費。

(交付の額)

第5条 整備補助金の交付額は、当該年度の所要経費の3分の2とし、一公衆浴場について、300万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、耐震化補助金ならびにクリーンエネルギー化等補助金の交付を受けた場合で、当該補助金の対象となった経費に係る整備補助金の交付額は、別表のとおりとする。

3 整備補助金の交付総額は、毎年度予算で定める範囲内とする。

(交付申請)

第6条 整備補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）を区長に提出しなければならない。

2 耐震化補助金またはクリーンエネルギー化等補助金の交付を受けた者で、当該補助金の対象となった経費に対する整備補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に耐震化補助金またはクリーンエネルギー化等補助金の交付決定書の写しを添付して区長に提出しなければならない。（交付の決定および通知）

第7条 区長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、整備補助金の交付の可否およびその額を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定より整備補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書（様式2）により、整備補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知（様式3）により、補助金交付申請者に通知する。（請求書等の提出）

第8条 前条第2項の規定により、整備補助金の交付決定通知を受けた者は、別に定める期限までに請求書（様式4）を区長に提出しなければならない。

2 第10条本文に規定する事項を担保するため、整備補助金を受けようとする者は、連帯保証人の連署する保証書（様式5）を提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人は、品川区公衆浴場商業協同組合理事長とする。

（実績報告書）

第9条 整備補助金の交付を受けた者は、当該工事完了後速やかに実績報告書（様式6）を区長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 整備補助金の交付を受けた者が、整備補助金交付決定後3年以内に転廃業をした場合は、次に掲げる期間に応じ、整備補助金交付額の全額または一部を品川区に返還しなければならない。ただし、区長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、整備補助金交付額の全額または一部の返還を免除することができる。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1年以内 | 交付額の全額 |
| (2) 1年を超えて2年以内 | 交付額の1/2 |
| (3) 2年を超えて3年以内 | 交付額の1/4 |

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年6月22日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

事項名および対象経費	補助対象経費の限度額	補助金の額	
		補助率	補助金の限度額
1 耐震補強工事 耐震化補助金の交付決定の対象となった経費	応急的修繕 1施設につき 600万円	応急的修繕 補助対象経費の 6分の1以内	応急的修繕 1施設につき 100万円
	計画的修繕 1施設につき 1,000万円	計画的修繕 補助対象経費の 6分の1以内	計画的修繕 1施設につき 166万円
2 クリーンエネルギー化 クリーンエネルギー化等補助金の 交付決定の対象となった経費	1施設につき 600万円	補助対象経費の 6分の1以内	1施設につき 100万円
3 コージェネレーション 設備設置 クリーンエネルギー化等補助金の 交付決定の対象となった経費	1施設につき 450万円	補助対象経費の 4分の1以内	1施設につき 112.5万円
4 太陽光発電システム 設置 クリーンエネルギー化等補助金の 交付決定の対象となった経費	1施設につき 440万円	補助対象経費の 4分の1以内	1施設につき 110万円
5 LED照明器具設置 クリーンエネルギー化等補助金の 交付決定の対象となった経費	1施設につき 300万円	補助対象経費の 4分の1以内	1施設につき 75万円
6 既設ガス燃料設備更新 クリーンエネルギー化等補助金の 交付決定の対象となった経費	1施設につき 600万円	補助対象経費の 6分の1以内	1施設につき 100万円